

御殿場市国民健康保険第三期データヘルス計画策定等業務委託仕様書

1 委託業務名

御殿場市国民健康保険第三期データヘルス計画策定等業務委託

2 業務目的

御殿場市（以下、「当市」という。）では、PDCAサイクルに沿った保健事業実施のため「第二期御殿場市国民健康保険データヘルス計画」及び生活習慣病予防のため特定健康診査等の実施率向上を目的とした「第三期御殿場市国民健康保険特定健康診査等実施計画」を平成30年度から6か年計画として策定している。

令和2年度には中間評価を実施し、事業や目標値等の修正を行った。最終年度である令和5年度では、計画全体の目標や事業の評価・見直しを行い、次期計画を策定するものである。

3 委託期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

4 委託概要

(1) 第二期データヘルス計画（平成30年度～令和5年度）の分析及び評価

中間評価後の事業実施状況及び目標値等を踏まえ分析・評価を行い、現計画の特徴と達成度評価及び保健事業体制についてまとめること。これにより現計画の記載内容のうち修正及び追加すべき課題の有無を明確化すること。また目標と事業との関連の状況を整理し、追加すべき事業の有無とその概要を示すこと。

(2) 第三期データヘルス計画（令和6年度～令和11年度）の策定

保健事業の柱である特定健康診査未受診者への対策の強化を図るとともに、御殿場市国民健康保険における被保険者の健康増進と医療費の適正化を目的とし、PDCAサイクルに沿って保健事業を実施するための計画である「第三期御殿場市国保データヘルス計画」を策定するものである。第二期データヘルス計画の評価結果を踏まえながら、特定健康診査の結果やレセプトデータ等の健康・医療情報を活用し、被保険者の健康状態や疾患構成、医療費の現状を把握し、課題を明確にするとともに、その課題に対する効果的かつ効率的な保健事業を実施するための基盤となるものとする。

(3) 第四期特定健康診査等実施計画（令和6年度～令和11年度）の策定支援

第四期特定健康診査等実施計画は、第三期特定健康診査等実施計画の評価結果等を踏まえながら、御殿場市国民健康保険における被保険者に対して実施する特定健康診査及び特定保健指導の実施内容・実施方法および成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものとし、当市が策定する。受注者は健康・医療情報分析結果を踏まえ、策定に関する助言及び支援を行う。

5 業務内容

(1) データ分析（現状分析）

ア データの提供

当市は、受注者に個人を特定できる項目を暗号化した状態で下記データを提供するものとする。

(ア) 医科・調剤・歯科のレセ電コード情報ファイル CSV データ

平成28年4月診療分～令和4年3月診療分（72ヶ月分）

医科：21_REC0DEINFO_MED.CSV

DPC：22_REC0DEINFO_DPC.CSV

調剤：24_REC0DEINFO_PHA.CSV

歯科：23_REC0DEINFO_DEN.CSV

(イ) 被保険者マスタ KD_IF20.CSV、KD_IF21.CSV

(ウ) 行政区コード一覧

(エ) 特定健康診査結果ファイル (FKAC171)、特定保健指導結果ファイル (FKAC165)
平成28年度～令和4年度分（最新年度は令和5年10月頃に最終提供）

(オ) KDBシステム帳票（csv出力データ）

(カ) その他当市との協議において、当市が提供することと認められた必要なデータ

イ 現状分析

以下の項目について分析を行い、健康課題を抽出する。データ分析の方向性については、事前に当市と協議の上決定し、必要に応じて追加分析を行う。

(ア) 基礎統計

人口動態統計、医療費、患者一人当たり、被保険者一人当たりの医療費等を算出、表示し当市の健康課題の推移と現状を示し、下記の詳細分析を基に今後取り組むべき健康課題を明らかにすること。

(イ) 疾病別医療費統計・介護（KDBシステム帳票）

- ・厚生労働省が定める疾病分類表「大分類」ごとの医療費・レセプト件数・患者数の統計資料および介護の状況についてKDBシステム帳票を元に作成し、医療費・介護の全体像を明確にすること。
- ・人工透析、新規透析患者の動向についてKDBシステム帳票を元に作成し、特徴と課題を明確にすること。

(ウ) 特定健康診査及び特定保健指導の実施状況と課題の整理

- ・特定健康診査、特定保健指導実施状況と推移について当市における特徴と課題をまとめる。
- ・特定健康診査、特定保健指導実績の決定される主な要因をわかりやすく示す図表を作成する。
- ・現在までの施策と実績の関連に関する考察を行い、現在の課題と今後取り組むべき事業の方向性を示すこと。

(エ) 特定健康診査結果に関する解析

- ・特定健康診査結果の特徴を主な検査項目と生活習慣について状況と推移を集計し、基礎統計・医療費で示された健康課題との関連を考察すること。今後重点的に取り組むべき課題があれば根拠と共に明示すること。
- ・未治療者や治療中断者、治療中者の状況分析により、今後重点的に取り組むべき疾患の対策状況と今後の課題をまとめる。

(オ) 特定健康診査結果に基づく疾病等の重複効果を考慮した健康課題に関する分析

- ・特定健康診査受診者のリスクの重複状況を考慮した解析を行い、重複リスクの高い人の特徴を明確化すること。
- ・重複リスク軽減のために有効な施策と対策効果を提示すること。

(カ) 特定健康診査結果と医療費の関連解析

- ・健診結果と医療費を用いて、健診受診者と未受診者との比較、健診受診者の健診結果との関連に関する分析を行う。
- ・特定健康診査結果を用いて高額医療を引き起こす要因の有無に関する分析を行うこと。

(キ) 糖尿病腎重症化予防事業（治療中者対策）の効果解析

別途提供する治療中者対策参加者の経年変化を健診結果を基に解析すると共に、医療費解析を行い、事業効果を分析し、成果と今後の課題を明確化すること。

(ク) 多受診患者に関する分析 (KDB システム帳票)

KDB システム帳票を用いて重複受診、頻回受診、重複服薬の患者について、その要因となる疾病や薬剤、患者数を分析すること。

(ケ) ジェネリック医薬品普及率 (KDB システム帳票)

KDB システム帳票を用いて、ジェネリック医薬品の普及率の分析結果をまとめ、達成度と今後の課題を明確にすること。

ウ データ分析環境の提供

使用したデータセットとそこから作成したグラフなどを当市が再利用し追加分析・経年評価を可能とする環境を提示すること。

(2) 現計画の記載内容及び達成度評価

現計画、中間評価結果および担当者ヒアリングに基づき、現計画の特徴と達成度評価及び保健事業体制についてまとめること。これにより現計画の記載内容のうち修正すべき点、追加すべき点の有無を明確化すること、また目標と事業との関連の状況を整理し、追加すべき事業の有無とその概要を示すこと。

(3) データヘルス計画書案の作成

前項の現状分析及び現計画の評価を踏まえ、適宜 KDB 帳票等を活用し計画案を作成すること。計画書案は下記項目を記載すること。また、計画作成にあたり、特にウ～カの項目については当市と協議の上決定するものとする。

なお、現在、国の「データヘルス計画（国保・後期）の在り方に関する検討会」で議論されている事項（データヘルス計画の標準化等）について留意するとともに、計画案作成時には最新の「保健事業実施計画（データヘルス計画）作成の手引き」及びその他指定するガイドライン等に即した内容となるよう柔軟に対応すること。また、当市が策定する他の計画との整合性を図ること。

ア 背景の整理

御殿場市国民健康保険の被保険者の特性を、データ分析及び KDB 帳票等を活用して把握する。現在実施している保健事業の状況について整理を行う。

イ 健康・医療情報の分析及び分析結果に基づく健康課題の把握

現状分析の結果から被保険者の健康状態と疾患構成を明らかにし、御殿場市国民健康保険被保険者の健康課題を把握すること。経年比較・国や都道府県の平均との比較は KDB 帳票等を活用すること。

ウ 目的・目標の設定

(ア) データヘルス計画

当市の健康課題に対する保健事業について目標値の設定を支援すること。

(イ) 特定健康診査等実施計画

当市の特定健康診査・特定保健指導に関する分析結果を踏まえ、評価指標及び目標値の設定を支援すること。

エ 実施する事業の決定

(ア) データヘルス計画

設定した目標達成に向け、効果的かつ効率的な各種保健事業の内容について検討し提案すること。また作成した目標に対応した具体的な個別保健事業の実施計画を年度ごとに定めること。保健事業の

実施事業は、下記項目を必須とする。その他、分析結果から生じた課題に対応するため、受注者で必要と考えられる施策事業を提案し、当市と協議のうえ目的・目標を設定すること。

- ・ 特定健康診査未受診者対策事業
- ・ 特定保健指導実施率向上事業
- ・ 糖尿病を中心とした重症化予防事業
- ・ ジェネリック医薬品差額通知事業
- ・ 重複受診、頻回受診、重複服薬者事業
- ・ その他、当市で必要と思われる保健事業

(イ) 特定健康診査等実施計画

目標達成に向けた特定健診・特定保健指導事業の実施内容について記載すること。

オ 計画の評価方法

各種保健事業の評価指標等について検討し当市と協議のうえ記載すること。なお、評価指標は当市が管理するデータベースで経年評価が行えるものを示すこと。

カ 計画の見直し

施策の実施状況及び目的・目標の達成状況について評価の時期や見直しについて検討し、当市と協議のうえ記載すること。

キ 計画の公表・周知について

計画の周知方法について検討し当市と協議のうえ記載すること。

ク 事業運営上の留意事項について

関連部署との連携及び関連事業について検討し当市と協議のうえ記載すること。

ケ 御殿場市国民健康保険事業運営協議会の素案作成支援について

計画案について助言を得るために、令和6年2月に開催予定の御殿場市国民健康保険事業運営協議会に次期計画素案を示す予定をしている。同協議会において出た意見を踏まえた計画への反映等を行うこと。

コ 個人情報の保護について

個人情報の取り扱いについて記載すること。

サ その他計画作成に当たっての留意事項

関係部署、有識者等で構成する協議の場や、既存の計画との連携・関係者との協議・合意等について検討し当市と協議のうえ記載すること。

6 スケジュール（予定）

令和5年

- 5月 : 受注者へのデータ提供
- 5月～11月 : 現計画の記載内容及び達成度評価
過去の取組や目標設定等、協議が必要な部分を決定
保健事業の実施内容の決定
- 7月～8月 : 分析結果の報告
- 9月 : 保健事業の実施内容の決定
- 11月 : 計画書（第1案）完成
- 12月～ : 計画達成のための実施計画の検討

令和6年

- 2月～ : 御殿場市国民健康保険事業運営協議会後の計画書への反映
3月 : 納品

7 成果物の納品

- (1) 第三期御殿場市国保データヘルス計画案・第四期特定健康診査実施計画案をデータ（PowerPoint、Word形式及びExcel形式）で格納した電子媒体：各1部
※統計資料等を表やグラフなど加工が可能な形で提出すること。
- (2) データ分析環境（Excel形式）
- (3) 納入期限 令和6年3月29日（金）

8 業務の実施体制

- (1) 統括責任者の配置
受注者は、本業務を円滑に行うため、必要かつ適切な人員配置を行うことし、本業務の実施責任者及び実施責任者に準ずる者をあらかじめ1名ずつ選任し、当市へ報告すること。
- (2) 業務完了報告
受注者は、本業務の完了後、委託業務完了届を令和6年3月29日までに当市へ提出すること。
- (3) 支払条件等
本業務が完了し、検査した後に経費を一括して支払うものとする。

9 費用負担

- (1) 本業務において、備品の購入は原則行ってはならない。
- (2) 飲食代等、社会通念上自己負担が適当と認められる項目については、本業務委託料から支出してはならない。

10 個人情報の保護

- (1) 受注者は、プライバシーマーク、ISO27001またはISMSを取得していること。
- (2) 受注者は、当市が提供する個人情報及び事業によって発生する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報保護に関する事項」を遵守しなければならない。

11 再委託の禁止

本業務の全部又は一部を第三者に委託し又は請負わせることはできない。ただし、一部かつ、主要な部分を除き、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

12 セキュリティ体制

データの受け渡し方法及びデータベースの作成を行う作業場所のセキュリティ対策については以下の通りであること。

- (1) データの受け渡し
本業務に使用するデータは甲が電子媒体（CD-ROM）に保管しパスワードを設定したものを、直接受け渡しすること。
- (2) 作業場所
データ分析を行う場所、業務サーバーを設置している場所を分けて管理すること。

(3) 入退管理の徹底

データ分析を行う場所は、部外者などの入室制限を行い、担当者だけが作業できるようにすること。

(4) 保管場所の施錠

受領した電子媒体は保管庫に入れ施錠し、データを格納している業務サーバー設置場所も施錠して管理すること。

1.3 その他の留意事項

(1) 受注者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、誠意をもって業務を遂行すること。

(2) 受注者は、本業務について新たに国から指針等が示された場合の追加分析や変更について対応すること。

(3) 受注者は、本業務の進捗状況及び内容を定期的に報告し、担当部局と綿密な連絡調整（10回程度）を図り業務を遂行すること。

(4) 受注者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(5) 本業務により作成される成果物及び関連資料に関する知的財産権は、データを含めすべて当市に帰属するものとし、当市の承認を得ずに使用又は貸与しないこと。

(6) この他、契約書、仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、当市と協議のうえ定めるものとする。

個人情報保護に関する事項

- 第1条 「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、当該事項に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。
- 第2条 発注者と受注者との間で締結された委託業務（以下「本件業務」という。）の遂行に必要な範囲で、発注者が受注者に対し、個人情報の取得又は管理等の取扱い（以下「個人情報の取扱い」という。）を委託した場合には、受注者は、この個人情報保護に関する事項（以下「個人情報保護事項」という。）に従い、誠実に個人情報の取扱いに当たるものとする。
- 第3条 受注者は、個人情報の取扱いに際して、発注者の指示に従って、適法かつ社会通念上妥当と認められる範囲内の方法で行う。
- 第4条 受注者は、受注者の責任において、本件業務に関する個人情報の漏洩、滅失又は毀損の防止その他個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとし、また、受注者は、個人情報を本件業務以外の目的に利用してはならない。
- 第5条 受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報取扱い業務を第三者に再委託してはならない。
- 第6条 受注者は、個人情報を発注者の事前の承諾なしに、本件業務の実施のために必要かつ最小限の範囲を超えて複製し、複製し、又は編集して、二次的な個人情報のデータを作成してはならない。
- 第7条 受注者は、本件業務に関する個人情報の取扱いに関わる役員又は従業員（以下「従業者」という。）を必要最小限の範囲とする。受注者は、従業者に個人情報保護事項の内容を周知徹底し、必要な教育を行う。また、受注者は、その従業者の異動又は退任後の行為にも責を追うものとする。
- 第8条 発注者は、必要と認めた時、受注者の個人情報の取扱いに関して監査を行う。この監査の結果に基づき、発注者の指示がある場合、受注者は、これに従う。
- 第9条 発注者又は受注者は、万が一個人情報の漏洩を知った場合又はその恐れを生じた場合は、直ちにその拡大を防止するための適切な措置を施し、速やかに相手方にその旨を通知して、取扱いを協議する。
- 第10条 受注者が個人情報保護事項に違反した場合には、発注者は、受注者に対して、個人情報保護事項を遵守するよう催告し、受注者がこれに従わない場合には、本件業務に関する業務委託契約を解除することができる。なお、受注者又は受注者の従業者が個人情報を過失により他人に漏洩する等、受注者の契約違反が著しく重大である場合には、発注者は、催告なしに、直ちに本件業務に関する業務委託契約を解除することができる。
- 第11条 受注者が自己の責めに帰すべき事由によって個人情報保護事項に違反し、そのことによって発注者又は当該個人情報に係る本人に損害が生じた場合、受注者は、その損害を賠償する。
- 第12条 発注者と受注者との間で、個人情報の保護に関し別契約、約定等において、個人情報保護事項とそごのある事項を定めた場合は、個人情報保護事項を優先する。
- 第13条 受注者は、本件業務に関する業務委託契約が期間満了、解除その他の事由により終了した場合には速やかに本件業務に関して取扱いを委託された個人情報を発注者に返却するものとし、返却できない中間ファイル又は個人情報を印字した書類等がある場合には受注者の責任においてこれを完全に破棄又は消去をし、その他本件業務に関する個人情報を全て発注者に返却し、又は完全に破棄して

受注者のもとには一切残存させないものとする。

2 本件業務終了後においても、受注者は、本件業務に関して取扱いを委託された個人情報が漏洩し、又はその恐れが発生する等の事態が生じた場合には、発注者に適切な協力を行うものとし、受注者の行為に関しては、第11条の規定を準用するものとする。

第14条 個人情報保護事項に定めのない事項及び個人情報保護事項の解釈に疑義が生じた場合は、法令及び社会通念に従い、発注者と受注者とが誠意をもって協議し、解決するものとする。

第15条 発注者と受注者は、個人情報保護事項に関する一切の裁判上の手続先を静岡地方裁判所とすることに合意する。